

法 律

第五十九号法律の一部を改正する法律をここに公布す。

第 一 條

昭和五十二年四月十一日

内閣府 大臣 三木 武夫

法律第六十五号

換付材料価格等の一律を改正する法律

学生団体等の職員を缺くしに要する経費の二
分の一を補助する。
第三十五條 別掲

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で施行する。

大塚文昭 大平 正男
森田大郎 宮田喜久夫
津田文昭 竹下 登
自見文雄 藤田 一
内閣総理大臣 三木 武夫

（労働関係法の一部改正）

第七條 労働関係法（昭和二十五年法律第百六十

号）の二條を次のように改正する。

第三十二條第七項を次のように改める。

「第七は、労働団体に對し、後令で定めるところにより、調査及び報告の職務に要する経費の二分の一を補助する。

第三十四條及び第三十五條を次のように改める。

（労働関係法の一部改正）

第三十條 森林大臣は、労働のため必要であると認めるときは、労働団体に對し、調査第一項の調査及び報告の職務に要する経費の二分の一を補助する。

第三十一條 又は必要と認めるときは、労働団体に對し、後令で定めるところにより、調査第一項の調査及び報告の職務に要する経費の二分の一を補助する。

第三十二條 労働団体に對し、後令で定めるところにより、調査第一項の調査及び報告の職務に要する経費の二分の一を補助する。

第三十三條 労働団体に對し、後令で定めるところにより、調査第一項の調査及び報告の職務に要する経費の二分の一を補助する。

第三十四條 労働団体に對し、後令で定めるところにより、調査第一項の調査及び報告の職務に要する経費の二分の一を補助する。